

軽井沢町下水道事業等経営戦略(案)

団 体 名	長野県 軽井沢町
事 業 名	軽井沢町公共下水道事業(公共) 軽井沢町農業集落排水事業(農集)
改 定 日	令和 7 年 3 月
計 画 期 間	令和 7 年度 ～ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	公共下水道事業 平成5年度(供用開始後31年) 農業集落排水事業 平成10年度(供用開始後26年)	法 適 (全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	全部適用 (令和4年4月1日 適用)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	公共下水道事業 14.8人/ha 農業集落排水事業 16.2人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	公共下水道事業 2処理区(軽井沢処理区、軽井沢西処理区) 農業集落排水事業 2処理区(杉瓜地区、茂沢地区) ※令和4年度に農業集落排水事業の発地地区を公共下水道事業の軽井沢処理区へ統合した。		
処 理 場 数	公共下水道事業 2処理場(軽井沢浄化管理センター、軽井沢西浄化センター) 農業集落排水事業 2処理場(杉瓜処理場、茂沢処理場) ※発地処理場については、公共下水道事業の軽井沢処理区へ統合した際に廃止した。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	共同化事業としては、公共下水道事業は処理場等の維持管理を公益財団法人長野県下水道公社による「佐久北広域管理事業」に、農業集落排水事業は排水処理施設の管理を長野県土地改良事業団体連合会に包括委託を依頼することにより、近隣市町との共同化に努めている。 最適化事業としては、令和4年度に、汚水処理全体の最適化を図るため、農業集落排水事業の発地地区を公共下水道事業の軽井沢処理区に統合した。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	・ 上水道の使用量を基準とした従量制を採用している。 (上水道以外の水を使用している場合は計測装置を取り付け使用量によって算定) ・ 基本使用料(1ヶ月当り10m ³ まで1,500円)と超過料金(150円/m ³ ～288円/m ³)により構成される。 ・ 使用料の改定を令和6年10月1日に実施した。		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	・ 特になし		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	・ 特になし		
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	2,600 円	令和3年度 公共 2,728 円 農集 2,140
	令和4年度	2,600 円	令和4年度 公共 3,780 円 農集 3,666
	令和5年度	2,600 円	令和5年度 公共 3,780 円 農集 3,398

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。
令和3年度は企業会計移行による打ち切り決算年度

③ 組 織

職 員 数	・ 公共下水道事業は、5人体制で運営している。 ・ 農業集落排水事業は、1人体制で運営している。
事 業 運 営 組 織	・ 上水道・下水道・農業集落排水事業を同一部局で運営している。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・ 公共下水道事業では、処理場等の管理を公益財団法人長野県下水道公社に包括委託しており、この委託費の中に光熱費、薬品費、汚泥処分費を含んでいます。 ・ 農業集落排水事業では、排水処理施設の管理を長野県土地改良事業団体連合会に包括委託しています。 ・ これらの委託により近隣市町との共同化を実施し、維持管理費の抑制に努めています。
	イ 指定管理者制度	・ 実施状況なし
	ウ PPP・PFI	・ 実施状況なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	・ 実施状況なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	・ 実施状況なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※経営比較分析表は10, 11ページを参照のこと

令和4年度に法適化したため、実績は1ヵ年分である。
 公共下水道事業、農業集落排水事業ともに流動比率(1－③)は100%を超えており、これは保有現金と未収金を合わせた流動資産(翌年度に使用可能な金額)が翌年度の償還予定額と未払金を合わせた流動負債(翌年度に支払うことが確定している金額)を上回っていることを示しており、支払い能力に余裕があることが示されている。
 公共下水道事業、農業集落排水事業ともに有形固定資産減価償却率(2－①)については50%を超えており、これは全体的に耐用年数の半分程度の時間が経過したことを示しており、今後の老朽化対策を充実させる必要があると考えられる。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

行政人口は令和5年度末時点で21,760人となっています。将来の人口予測では、当面は微増する傾向にありますが、令和12年度の22,004人をピークに減少傾向に転じ、令和16年度末には21,884人、令和27年度末には20,953人と減少すると予想されます。
水洗化人口は、計画期間内において横ばいであり、大きな変動はありません。
※実績値は軽井沢町人口異動調査結果。推計値は軽井沢町人口ビジョンに対し、令和5年度末実績に合わせて補正したもの。

(2) 有収水量の予測

有収水量は、水洗化人口が横ばいであり、他の増減要素もないことから、計画期間内において横ばいであり、大きな変動はありません。

(3) 使用料収入の見通し

汚水処理原価は、物価上昇に伴う維持管理費の増加により、今後上昇することが予想されます。
これに対し現行(令和6年10月1日改定)の使用料単価のままとした場合、物価上昇に伴う維持管理費の増加に伴い、経費回収率(汚水処理経費を下水道使用料でどれだけ補填できているかを示す指標)が徐々に低下することが予想されます。今後、使用料改定を行わなかった場合には、令和13年度以降、経費回収率が社会資本整備総合交付金の重点配分の要件である経費回収率80%を下回ることが予想されます。
よって使用料収入については、経費回収率を指標とした改定を想定しています。
令和11年度に使用料を上げ、直後の経費回収率を100%以上とし、計画期間内の経費回収率を80%以上となるような改定を行うことを想定した場合、現行の使用料体系に対して25%の値上げが必要となると試算されます。
施設整備のため、社会資本整備総合交付金の重点配分の要件である経費回収率80%以上を確保できる水準を想定しますが、使用料改定にあたっては今後の財政状況を注視しつつ詳細な検討が必要であると考えています。

※物価上昇率は、政府が示している「インフレ目標率:2.0%」を採用し、令和7年度以降の維持管理費等を対前年比2.0%増加するものとして推計しています。

(4) 施設の見通し

現時点では、施設計画について特に変更する予定はありません。

(5) 組織の見通し

現時点では現状維持を想定していますが、令和8年度にウォーターPPPの導入検討を行う予定であり、その際に適正な組織体制を合わせて検討する予定です。

3. 経営の基本方針

【方針】

ア) 安定的なサービスの提供

・ストックマネジメント計画に基づき、計画的な改築・更新を実施し、事業費の平準化を図ります。

イ) 経営基盤の向上

・公共下水道への未接続者に対し、広報にて呼びかけるほか、必要に応じて文書の送付及び個別訪問等を実施し接続の促進を図ります。

・使用料収入と施設の改築・更新費用とのバランスを踏まえて、使用料の適正化を図ります。

【改定のポイント】

・公営企業法適用様式への移行

・物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映

・物価上昇率は、政府や日本銀行がインフレ目標として掲げている「毎年2.0%」を見込む

・物価上昇等を反映した上での安定的かつ持続可能な経営改革(使用料改定等)の検討

・下水道使用料の改定の必要性に関する検証及び経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略へ記載(社会資本整備総合交付金等における重点配分要件)

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	処理場及びポンプ場は、ストックマネジメント計画による更新工事や耐震化工事を実施し、施設の安全性を高めつつ、同計画の理念に基づき、工事費用の平準化を図ることとする。

ア) 新規汚水整備事業

令和6年度末には、公共下水道事業(汚水)における整備を完了し、今後は維持管理や改築更新事業に重点を置くこととなります。本管の整備は終了するものの、既設管に接続するための取付管・マス工事費として年間2～3千万円を予定しています。

イ) 管路施設の改築更新事業等

令和5年度末における管路総延長は約131kmに達しており、最も古い管路施設は供用開始から31年が経過しています。法定耐用年数が50年であることから、供用開始後46年を経過する令和21年度前後に大規模改築の到来が想定されるため、今回の計画期間内では管路施設の改築に係る建設改良費を計上していません。今後の点検調査結果及びストックマネジメント計画の活用により見直しを図る予定です。

計画期間内における改築更新費については、令和7年度以降に調査点検費用として年間1,500万円を見込んでいます。

ウ) 処理場・ポンプ場施設の改築更新事業等

ストックマネジメント計画による処理場及びポンプ場の耐震化工事及び改築更新工事を令和11年度までの期間で実施する予定です。そのための建設改良費を約13億円計上しています。

エ) 農業集落排水事業

当面、新規整備や改築工事の予定はなく、修繕による対応を予定しています。

※物価上昇率は、政府が示している「インフレ目標率:2.0%」を採用し、令和7年度以降の維持管理費等を対前年比2.0%増加するものとして推計しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	今後増加する建設改良費に対し、国庫補助金を最大限活用するとともに、企業債による財源確保を図り、世代間の公平化を保つこととする。

ア) 建設財源(国庫補助金・企業債の活用)

多額の建設改良費を補填するために、国庫補助金を最大限活用し、残額に対しては企業債により資金を調達します。国庫補助金は10年間で約8億円、新規企業債の発行額は10年間で約4.9億円を予定しています。

近年企業債の発行を行っていませんでしたが、耐震化工事及び処理場更新工事の費用が大きいため、世代間の公平性を保つためにも企業債による財源確保を図ることとします。

イ) 公共下水道事業の企業債残高・企業債償還金の見通し

今後、企業債の新規発行額が償還額よりも少額であるため、企業債償還金(元金及び利息)及び企業債残高は減少傾向となります。

ウ) 農業集落排水事業の企業債残高・企業債償還金の見通し

企業債の新規発行予定はなく、企業債の償還のみを行うため、既存の企業債については令和12年度に完済予定です。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

ア) 維持管理費について

公共下水道事業では、処理場の管理を公益財団法人長野県下水道公社に包括委託しており、この委託費の中に光熱費、薬品費、汚泥処分費を含んでいます。農業集落排水事業では、排水処理施設の管理を長野県土地改良事業団体連合会に包括委託しています。

これらの委託により近隣市町との共同化を実施し、維持管理費の抑制に努めます。

イ) 職員給与費等について

現在は6名体制(公共下水道事業5名、農業集落排水事業1名)で事業の全てを行っています。

職員給与費については、職員の人事異動等により年度間で若干の増減が発生する可能性はありますが、財政計画上は概ね変動がないものとして推計しています。

当面は現行どおりの体制を想定していますが、今後は事業量等に応じ、適正な人員配置に努めます。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	公共下水道事業では、農業集落排水事業発地地区を令和4年度より公共下水道に統合しましたが、残りの農業集落排水事業の地区は公共下水道区域から離れているため、これ以上の広域化は困難であると考えています。 共同化事業としては、公共下水道事業では公益財団法人長野県下水道公社による「佐久北広域管理事業」に包括委託を依頼し、農業集落排水事業では排水処理施設の管理を長野県土地改良事業団体連合会に包括委託し、近隣市町との共同化に努めています。今後とも、この取組みを維持し、経営の安定化に努めていきます。
投資の平準化に関する事項	公共下水道事業では、ストックマネジメント計画を策定し、改築更新費用の平準化を図っています。農業集落排水事業では、大規模な投資計画はありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	国が推進している官民連携(ウォーターPPP)について、令和8年度から導入検討に着手する予定です。
その他の取組	・特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	物価上昇により汚水処理費が年々増加することを考慮すると、毎年同額の使用料収入を確保しても、経費回収率は悪化していきます。経営上の理想としては常に経費回収率100%が望ましいものですが、100%を大きく超える使用料収入は過剰収入として使用者の理解を得られにくいため、計画期間を通じて経費回収率が80%～100%となる改定幅が現実的であると考えます。 今後は「経営戦略改定」と「使用料改定」を一体的に検討し、概ね5年毎に見直します。
資産活用による収入増加の取組について	・特になし
その他の取組	・特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	・従前どおり。 (他市町村における民間活力の活用等については、今後も様々な面で研究をしていく。)
職員給与費に関する事項	・特になし
動力費に関する事項	・最大需要電力による料金高騰に注意し、処理量を適切にコントロールし経費の節減に努めます。
薬品費に関する事項	・従前どおり。(包括委託活用による経費の削減等を実施済み)
修繕費に関する事項	・予防保全に努めライフサイクルコストの低減を図ることとします。
委託費に関する事項	・特になし
その他の取組	・特になし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	PDCAサイクルにより、財務状況等を毎年評価し、経費回収率について計画と実績との乖離が著しい場合には、その原因調査と対策を図ります。 さらに、概ね5年毎に投資・財政計画を評価し、ストックマネジメント計画等の他計画との整合を図りつつ、経営戦略の改定を行い、効率的かつ安定的な下水道事業を継続できるよう、経営努力を続けていきます。 今後は「経営戦略改定」と「使用料改定」を一体的に検討し、概ね5年毎に見直します。
---------------------	--